



弘前市指令（環）第395号  
令和6年3月19日

住所又は  
所在地 弘前市大字小沢字広野179

氏名又は  
名称及び  
代表者  
氏名 A I A環境科学有限公司  
代表取締役 畠山 久

弘前市長 櫻田 宏



一般廃棄物処理業 許可証  
~~浄化槽清掃業~~

令和6年2月28日付けで申請のあった~~一般廃棄物処理業~~  
~~浄化槽清掃業~~ について、弘前  
市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第10条の規定により、下記のとおり許可  
する。

許可期限	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日											
取扱一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器、特定家庭用機器											
取扱業務の内容	収集運搬業											
処分の方法	<table border="0"> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>弘前地区環境整備センター 南部清掃工場</td> <td rowspan="5">} ~搬入</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>弘前地区環境整備センター</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>容器包装</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>一般廃棄物処分業許可業者等</td> </tr> </table>	可燃ごみ	弘前地区環境整備センター 南部清掃工場	} ~搬入	不燃ごみ	弘前地区環境整備センター	大型ごみ	〃	容器包装	〃	その他	一般廃棄物処分業許可業者等
可燃ごみ	弘前地区環境整備センター 南部清掃工場	} ~搬入										
不燃ごみ	弘前地区環境整備センター											
大型ごみ	〃											
容器包装	〃											
その他	一般廃棄物処分業許可業者等											
営業の区域	弘前市行政区域											
条件	別紙、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可条件による											

(担当：市民生活部環境課)